

関税法基本通達等の一部改正について

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第152号）第37条（関税法（昭和29年法律第61号）第9条の4の改正規定に限る。）及びとん税法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第35号）並びに税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（平成16年3月19日財務省令第11号）が施行されることに伴い、マルチペイメントネットワークを利用した関税等の納付を可能とするとともに、税関手続申請システムに新たに関税等納付を伴う手続等39手続を追加することとし、このため、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成16年3月22日（下記の第7については同月29日）から実施することとしたので、了知のうえ、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を次のように改正する。

1. 7 - 5 の(2)中「場合」の次に「及び法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法により納付する場合」を加える。

2. 7 - 6 の(2)に次のように加える。

ト 上記イからニまでにおいて、申告者が、法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法により納付することを希望する場合には、輸入（納税）申告書への納付書の添付はなく、上記イからニまでに規定する納付書と申告書との対査等は、これらの規定にかかわらず、要しないので留意する。

この場合においては、輸入（納税）申告書の上部余白に当該納付を行いたい旨の付記があることを確認し、当該申告書を収納担当部門に回付するとともに、収納担当部門において、申告者に対し当該納付に必要な「納付番号通知情報」を通知するものとする。

3. 7 の2 - 2 の(1)を次のように改める。

(1) 納付書（C-1010）（法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法により納付する場合を除く。）

4. 7 の2 - 3 中「及びへ」を「、へ及びト」に改める。

5. 7の14-2の(2)に次のように加える。

なお、法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法により納付する場合には、納付書の添付は要しない。ただし、関税の納付前における修正申告の場合で修正申告前の税額に係る納付書があるときは、これを添付させる。

6. 7の16-2の(3)中「差し替えさせる」の次に「。ただし、法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付を希望する場合には、納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達し、更正前の税額に係る納付書があるときは、これを提出させる」を加え、同項(5)中「附記する」を「付記する」に、「納付目的」を「納付の目的」に改め、「に送達する」の次に「。ただし、法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付を希望する場合には、納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達する」を加える。

7. 7の16-4の(3)及び8-2の(4)中「送達する」の次に「。この場合においては、前記7の16-2(更正の手続)(5)前段ただし書の規定を準用する」を加える。

8. 9の2-3の(2)を次のように改める。

(2) 納付明細書に添付された納付書に記載された税額と延長税額(法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法により納付する税額があるときは、当該税額を差し引いた税額)との対査が終了したときは、納付書の第3片(領収済通知書)の「納付の目的」欄の下部余白に審査印を押なつするとともに納付書の第1片から第3片まで(納付書・領収証書、領収控、領収済通知書)を提出者に返付する。なお、法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法により納付する税額があるときは、当該税額に係る「納付番号通知情報」を通知する。

9. 9の4-7を9の4-9とし、9の4-3から9の4-6までを2項ずつ繰り下げ、9の4-2の次に次の2項を加える。

(電子情報処理組織による納付手続に係る事前届出)

9の4-3 法第9条の4ただし書((電子情報処理組織による納付手続))に規定する「財務省令で定めるところによりあらかじめ税関長に届け出た場合」とは、税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成15年財務省令第7号。以下この項及び次項において「税関手続オンライン化省令」という。)第7条((事前届出))の規定により届け出た場合をいう。この場合において、具体的な届出の方法等については、次による。

(1) 同条第1項第3号に規定する「書面」とは、輸入(納税)申告書又は修正申告書をいい、同号に規定する「その旨を付記する方法」とは、例えば、これらの申告書の上部余白に「MPN利用」と明瞭に記載する方法その他、その意思を明確に示す適宜の方法による。なお、同号の規定による事前届出は、審査の終了後であっても関税の納付があるまでは行うことができるので、留意する。

また、同号の規定による事前届出があったときは、輸入(納税)申告書又は修正申告書の審査の終了後にこれらの書面の回付を受けた収納担当部門において、納付番号その他の納付情報を記載した「納付番号通知情報」を申告者に通知する。

(2) 同項第4号に規定する「税関長がその調査により更正し又は決定する場合」と

は、法第7条の16第1項から第3項まで((更正及び決定))の規定により更正し若しくは決定する場合又は同法8条((賦課決定))の規定により決定する場合をいう。なお、税関手続オンライン化省令第7条第1項第4号の規定による事前届出は、更正等に係る関税の納付があるまでは行うことができる、留意する。

また、同号の規定による事前届出があったときは、納付書の送達が必要とされているものについては、当該納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達し、納税告知書の送達が必要とされているものについては、当該納税告知書に加え「納付番号通知情報」を送達する。なお、納付書の送達後に当該事前届出があったときは、先に送達した納付書を「納付番号通知情報」に差し替えさせる。

(電子情報処理組織による納付手続)

9の4-4 法第9条の4ただし書((電子情報処理組織による納付手続))に規定する「財務省令で定める方法」とは、税関手続オンライン化省令第8条((電子情報処理組織による納付手続))の規定により納付する方法をいう。

この場合において、同条に規定する「金融機関が提供したプログラム」とは、各金融機関が提供するインターネットバンキングやATM(現金自動預け払い機)等のサービスを利用するため端末機上で動作するプログラムをいい、「納付番号その他の納付情報」とは、個別の納付義務を特定するための「納付番号」及び当該納付番号を使用して納付する者が「納付番号通知情報」の通知を受けた者であることを確認するための「確認番号」並びに税関等の収納機関を特定するための「収納機関番号」をいう。

なお、当該納付情報を払い出し、前項の事前届出をした者に通知する方法については、この通達に定めるところによるほか、その他の関税関係通達の定めるところによる。

第2 とん税及び特別とん税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第104号)の一部を次のように改正する。

1.5-4の(1)中「9の3-5」を「9の4-5」に改め、同項の(1)に次のように加える。

なお、この場合において、納税義務者が、令第2条第2項ただし書((電子情報処理組織による納付手続))に規定する財務省令で定める方法により納付することを希望する場合には、納付書の提出は要しないことから、当該納付書に係る照合、返還に代えて当該納付申告書の上部余白に当該納付を行いたい旨の付記があることを確認し、別に事務連絡するところにより、当該納付に必要な納付情報を取得のうえ、納税義務者に通知する。また、徴収決定額等の登記は、別に定めるところによる。

2.5-4の(2)中「9の3-4」を「9の4-4」に改め、「準じて」の次に「(令第2条第2項ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付にあっては、別に

事務連絡するところにより)」を加える。

第3 税関様式関係通達(昭和47年3月1日蔵関第107号)の一部を次のように改正する。

(記載要領及び留意事項の一部改正)

1. 関税修正申告書(内国消費税等修正申告書兼用)(C-1020)の1に次のように加える。

(3) 修正申告により納付すべき関税等の納付を法第9条の4ただし書((電子情報処理組織による納付手続))に規定する財務省令で定める方法により行う場合には、申告書の上部余白に当該方法により関税等を納付したい旨(例えば、「MPN利用」)を明瞭に記載する。

2. 輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)(C-5020)に次のように加える。

(9) 輸入(納税)申告書に係る関税等の納付を法第9条の4ただし書((電子情報処理組織による納付手続))に規定する財務省令で定める方法により行う場合には、申告書の上部余白に当該方法により関税等を納付したい旨(例えば、「MPN利用」)を明瞭に記載する。

3. とん税及び特別とん税納付申告書(S-1015)に次のように加える。

なお、とん税及び特別とん税の納付を令第2条第2項ただし書((電子情報処理組織による納付手続))に規定する財務省令で定める方法により行う場合には、申告書の上部余白に当該方法によりとん税及び特別とん税を納付したい旨(例えば、「MPN利用」)を明瞭に記載する。

第4 海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成11年10月7日蔵関第801号)の一部を次のように改正する。

1. 第1章2-1を次のように改める。

(とん税等の申告納付)

2-1 船長(とん税法第4条第2項(納税義務者)及び特別とん税法第4条第2項(納税義務者)に規定する船長以外の者を含む。以下この項において同じ。)が、海上システムを使用してとん税及び特別とん税(以下この節において「とん税等」という。)の申告納付を行う場合は、船舶の名称、純トン数、適用すべき税率等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。なお、船長がMPN利用方式(税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成15年財務省令第7号。以下「税関手続オンライン化省令」という。)第8条に規定する方法をいう。以下同じ。)によるとん税等の納付を希望するときは、税関手続オンライン化省令第7条第1項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードを海上システムに併せて入力させるものとする。

この場合において、とん税等の納付は、次により行わせるものとする。なお

、次のいずれの納付方式による場合も船長に「とん税及び特別とん税納付申告控情報」が併せて配信されるので、当該船長は、「とん税及び特別とん税納付申告控」（別紙様式M - 365号）を出力することができる。

- (1) 口座振替方式による場合は、銀行に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式M - 146号）として出力させ、とん税等の口座振替を行わせるものとする。
- (2) 直納方式による場合は、船長に「納付書情報（直納）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式M - 141号）として出力させ、当該納付書によりとん税等の納付を行わせるものとする。
- (3) MPN利用方式による場合は、船長に「納付番号通知情報」が配信されるので、当該情報を用いてMPN利用方式によりとん税等の納付を行わせるものとする。

2. 第1章2-2に次のように加える。

また、MPN利用方式で行った場合は、領収証書は交付されず、当該とん税等を領収した金融機関から、海上システムに対し、電気通信回線を使用して領収済通知情報が送信されるので、当該とん税等の納付の事実の確認は、当該領収済通知情報により海上システムによって行うものとする。

3. 第5章1-1に次のように加える。

なお、納税義務者が、MPN利用方式による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第7条第1項（事前届出）の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードを海上システムに併せて入力させるものとする。

4. 第5章1-3の見出しを「（審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等）」に改め、同項(1)中「又は直納方式」を「若しくは直納方式又はMPN利用方式」に改め、後段を次のように改める。

また、これと同時に、関税等の納付方式が次に掲げる場合には、それぞれの納付方法に応じて、次により関税等の納付を行わせるものとする。

口座振替方式の場合は、銀行に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式M - 146号）として出力させ、口座振替を行わせるものとする。

直納方式（包括納期限延長方式が適用される場合を除く。）の場合は、通関業者等に「納付書情報（直納）」が配信される（輸入許可前貨物引取承認申請の場合を除く。）ので、これを「納付書」（別紙様式M - 141号）として出力させ、関税等の納付を行わせるものとする。

MPN利用方式（包括納期限延長方式が適用される場合を除く。）の場合は、通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、納税義務者等に当該情報を用いてMPN利用方式により関税等の納付を行わせるものとする。

5. 第5章3-2を次のように改める。

(特例申告)

3 - 2 通関業者等が海上システムを使用して特例申告を行う場合は、前項の規定により登録された特例申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた特例申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸入（引取）申告番号を入力し、送信することにより、行わせるものとする。なお、この入力に当たっては、この章第1節1 - 1（輸入申告事項の登録）なお書の規定を準用する。

また、この場合において、関税等の納付は、次により行わせるものとする。

- (1) 口座振替方式の場合は、銀行に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式M - 146号）として出力させ、口座振替を行わせるものとする。なお、口座残高が不足しているときは、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。
- (2) 直納方式（特例申告納期限延長方式が適用される場合を除く。）の場合は、通関業者等に「納付書情報（直納）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式M - 141号）として出力させ、関税等の納付を行わせるものとする。
- (3) MPN利用方式（特例申告納期限延長方式が適用される場合を除く。）の場合は、通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、納税義務者等に当該情報を用いてMPN利用方式により関税等の納付を行わせるものとする。

また、特例申告に当たっては、この章第1節1 - 2（輸入申告）ただし書の規定を準用する。

なお、輸入（引取）申告事項の登録時に特例申告事項の登録を併せて行うことにより、当該輸入（引取）許可後に自動的に特例申告を行うことができるものとする。

6. 第5章7 - 1中「配信される」の次に「。この入力に当たっては、この章第1節1 - 1（輸入申告事項の登録）なお書の規定を準用する」を加える。

7. 第5章7 - 3を次のように改める。

(関係情報の配信及び出力等)

7 - 3 修正申告が海上システムにより受理されたときは、通関業者等に「修正申告控情報」が配信される。また、この場合において、関税等の納付は、次により行わせるものとする。

- (1) 口座振替方式の場合は、銀行に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式M - 146号）として出力させ、口座振替を行わせるものとする。なお、口座残高が不足しているときは、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。
- (2) 直納方式の場合は、通関業者等に「納付書情報（直納）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式M - 141号）として出力させ、関税等の納

付を行わせるものとする。

- (3) M P N 利用方式の場合は、通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、納税義務者等に当該情報を用いてM P N 利用方式により関税等の納付を行わせるものとする。

8 . 第5章8 - 3の(2)及び(3)を次のように改める。

- (2) 直納方式を選択した場合

即納又は個別延長方式を選択した場合

海上システムにより出力される各税（消費税及び地方消費税は、一の税とみなす。以下同じ。）ごとの「納付書」により日本銀行（日本銀行歳入代理店を含む。以下同じ。）に関税等の税額を納付させる。

なお、「納付書」は原則として申告の都度出力されるが、特例申告に係る即納の場合には、特定日までに特例申告された場合に限り、当該特定日の翌日に、海上システムにより特定月分ごとに一括して出力される各税ごとの納付書（以下「一括納付書」という。）により納付させる。

包括納期限延長方式又は特例申告納期限延長方式を選択した場合

海上システムにより特定月分ごとに一括して出力される「一括納付書」により日本銀行に関税等の税額を納付させる。

なお、書面による申告で包括納期限延長又は特例申告納期限延長を適用する場合は、海上システムに徴収決定済額を登録することにより、当該申告に係る納付税額が「一括納付書」に加算されることとなるので留意する。

- (3) M P N 利用方式を選択した場合

M P N 利用方式を選択した場合は、海上システムにより次の区分に応じて配信される「納付番号通知情報」により、海上システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキング等の金融機関のチャネルから、納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）を入力し、関税等の税額を納付させる。

即納を選択した場合

海上システムにより当該納税申告に係る各税を一括して「納付番号通知情報」が配信される。

なお、「納付番号通知情報」は、原則として申告の都度配信されるが、特例申告に係る即納の場合には、当該特定日の翌日に、海上システムにより特定月分及び各税ごとに配信される。

個別納期限延長方式を選択した場合

海上システムにより申告番号及び納期限ごとの「納付番号通知情報」が配信される。

包括納期限延長方式又は特例申告納期限延長方式を選択した場合

海上システムにより特定月分及び各税ごとに一括して「納付番号通知情報」が配信される。

9. 第5章第8節中8-7を8-8とし、8-4から8-6までを1項ずつ繰り下げ、8-3の次に次の1項を加える。

（納付情報の作成及び管理等）

8-4 書面による申告又は税関長の処分により納付すべき税額が確定した関税等について、税関手続オンライン化省令第7条第1項（事前届出）の規定によりMPN利用方式による納付を行いたい旨の届出があった場合には、収納担当部門は、当該関税等に係る徴収決定済額及びその税目、納税義務者名等の必要事項を海上システムに入力し登録する。これにより、納税義務者等は、MPN利用方式による納付ができることとなり、収納担当部門に当該納付に必要な納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）等からなる「納付番号通知情報」が配信されるので、これを出力して納税義務者又はその代理人に通知する。

第5 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日蔵関第781号）の一部を次のように改正する。

1. 第5章1-1に次のように加える。

なお、納税義務者が、MPN利用方式（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成15年財務省令第7号。以下「税関手続オンライン化省令」という。）第8条に規定する方法をいう。以下同じ。）による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第7条第1項（事前届出）の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードを航空システムに併せて入力させるものとする。

2. 第5章1-3の見出しを「（審査区分選定及び関係情報の配信等）」に改め、同項(1)中「又は直納方式」を「若しくは直納方式又はMPN利用方式」に改め、後段を次のように改める。

また、これと同時に、関税等の納付方式が次に掲げる場合には、それぞれの納付方式に応じて、次により関税等の納付を行わせるものとする。

口座振替方式の場合は、銀行に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式N-172号）として出力させ、口座振替を行わせるものとする。

直納方式（包括納期限延長方式が適用される場合を除く。）の場合は、通関業者等に「納付書情報（直納）」が配信される（輸入許可前貨物引取承認申請の場合を除く。）ので、これを「納付書」（別紙様式N-171号）として出力させ、関税等の納付を行わせるものとする。

MPN利用方式（包括納期限延長方式が適用される場合を除く。）の場合は、通関業者等に「納付番号通知情報」が出力されるので、納税義務者等に当該情報を用いてMPN利用方式により関税等の納付を行わせるものとする。

3. 第5章3-2を次のように改める。

（特例申告）

3 - 2 通関業者等が航空システムを使用して特例申告を行う場合は、前項の規定により登録された特例申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して送信することにより、又は事前に行われた特例申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸入（引取）申告番号を入力し、送信することにより、行わせるものとする。なお、この入力に当たっては、この章第1節1 - 1（輸入申告事項の登録）なお書の規定を準用する。

また、この場合において、関税等の納付は、次により行わせるものとする。

- (1) 口座振替方式の場合は、銀行に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式N - 172号）として出力させ、口座振替を行わせるものとする。なお、口座残高が不足しているときは、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。
- (2) 直納方式（特例申告納期限延長方式が適用される場合を除く。）の場合は、通関業者等に「納付書情報（直納）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式N - 171号）として出力させ、関税等の納付を行わせるものとする。
- (3) MPN利用方式（特例申告納期限延長方式が適用される場合を除く。）の場合は、通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、納税義務者等に当該情報を用いてMPN利用方式により関税等の納付を行わせるものとする。

また、特例申告に当たっては、この章第1節1 - 2（輸入申告）ただし書の規定を準用する。

なお、輸入（引取）申告事項の登録時に特例申告事項の登録を併せて行うことにより、当該輸入（引取）許可後に自動的に特例申告を行うことができるものとする。

4. 第5章7 - 1中「配信される」の次に「。この入力に当たっては、この章第1節1 - 1（輸入申告事項の登録）なお書の規定を準用する」を加える。

5. 第5章7 - 3を次のように改める。

（関係情報の配信及び出力等）

7 - 3 修正申告が航空システムにより受理されたときは、通関業者等に「修正申告控情報」が配信される。また、この場合において、関税等の納付は、次により行わせるものとする。

- (1) 口座振替方式の場合は、銀行に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式N - 172号）として出力させ、口座振替を行わせるものとする。なお、口座残高が不足しているときは、航空システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。
- (2) 直納方式の場合は、通関業者等に「納付書情報（直納）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式N - 171号）として出力させ、関税等の納付を行わせるものとする。

(3) M P N 利用方式の場合は、通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、納税義務者等に当該情報を用いてM P N 利用方式により関税等の納付を行わせるものとする。

6 . 第5章8 - 2の(2)及び(3)を次のように改める。

(2) 直納方式を選択した場合

即納又は個別延長方式を選択した場合

航空システムにより出力される各税（消費税及び地方消費税は、一の税とみなす。以下同じ。）ごとの「納付書」により日本銀行（日本銀行歳入代理店を含む。以下同じ。）に関税等の税額を納付させる。

なお、「納付書」は原則として申告の都度出力されるが、特例申告に係る即納の場合には、特定日までに特例申告された場合に限り、当該特定日の翌日に、航空システムにより特定月分ごとに一括して出力される各税ごとの納付書（以下「一括納付書」という。）により納付させる。

包括納期限延長方式又は特例申告納期限延長方式を選択した場合

航空システムにより特定月分ごとに一括して出力される「一括納付書」により日本銀行に関税等の税額を納付させる。

なお、書面による申告で包括納期限延長又は特例申告納期限延長を適用する場合は、航空システムに徴収決定済額を登録することにより、当該申告に係る納付税額が「一括納付書」に加算されることとなるので留意する。

(3) M P N 利用方式を選択した場合

M P N 利用方式を選択した場合は、航空システムにより次の区分に応じて配信される「納付番号通知情報」により、航空システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキング等の金融機関のチャネルから、納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）を入力し、関税等の税額を納付させる。

即納を選択した場合

航空システムにより当該納税申告に係る各税を一括して「納付番号通知情報」が配信される。

なお、「納付番号通知情報」は、原則として申告の都度配信されるが、特例申告に係る即納の場合には、当該特定日の翌日に、航空システムにより特定月分及び各税ごとに「納付番号通知情報」が配信される。

個別納期限延長方式を選択した場合

航空システムにより申告番号及び納期限ごとの「納付番号通知情報」が配信される。

包括納期限延長方式又は特例申告納期限延長方式を選択した場合

航空システムにより特定月分及び各税ごとに一括して「納付番号通知情報」が配信される。

7 . 第5章第8節中8 - 6を8 - 7とし、8 - 3から8 - 5までを1項ずつ繰り下げ、

8 - 2 の次に次の 1 項を加える。

(納付情報の作成及び管理等)

8 - 3 書面による申告又は税関長の処分により納付すべき税額が確定した関税等について、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項（事前届出）の規定により M P N 利用方式による納付を行いたい旨の届出があった場合には、収納担当部門は、当該関税等に係る徴収決定済額及びその税目、納税義務者名等の必要事項を航空システムに入力し登録する。これにより、納税義務者等は、M P N 利用方式による納付ができることとなり、収納担当部門に当該納付に必要な納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）等からなる「納付番号通知情報」が配信されるので、これを出力して納税義務者又はその代理人に通知する。

第 6 税関手続申請システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成15年6月30日蔵関第673号）の一部を次のように改正する。

- 1 . 第 3 章 3 - 2 の(1)中「行わせる」の次に「。なお、輸入申告者が、M P N 利用方式（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成15年財務省令第 7 号。以下「税関手続オンライン化省令」という。）第 8 条に規定する方法をいう。以下同じ。）による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項（事前届出）の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードをシステムに併せて入力させるものとする」を加え、同項に次の 1 号を加える。
 - (7) 納付すべき関税等がある場合には、輸入申告者が選択した納付方式が、直納方式であるときは、システムから配信される「納付書情報」を出力して作成した「納付書」（税関様式 C 第1010号）により、M P N 利用方式であるときは、システムから配信される「納付番号通知情報」により、関税等を納付させるものとする。
- 2 . 第 6 章の見出しを「手数料等の電子納付」に改める。
- 3 . 第 7 章 1 - 1 1 中「CuPES:」を「CUPES:」に改める。

第 7 税関手続申請システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成15年6月30日蔵関第673号）の一部を次のように改正する。

- 1 . 第 2 章第 4 節中 4 - 4 を 4 - 5 とし、4 - 3 の次に次の 1 項を加える。

(留置貨物の返還申請（携帯品）)

4 - 4

 - (1) 旅客又は乗組員の携帯品について、法第 86 条第 1 項（旅客等の携帯品の留置）の規定に基づき留置された貨物の返還を受けようとする者が、システムを使用して、当該返還の申請を行う場合には、「留置貨物返還申請（携帯品）業務」により、貨物の品名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
 - (2) 監視担当部門は、審査を行った上、返還する場合には、システムを通じて受

理情報を登録するものとする。

(3) (1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、留置に要した費用を電子的に納付しなければならない。

2. 第3章3-2中(7)を(8)とし、(3)から(6)までを1号ずつ繰り下げ、(2)の次に次の1号を加える。

(3) 輸入申告に際して、システムを使用して後記4-28の(1)から(32)までに掲げる関税等の減免税等手続等を行う場合には、同項(1)から(31)までに掲げる手続にあってはシステムの掲示板から該当する減免税申請等様式をダウンロードし、同項(32)に掲げる手続にあっては任意の様式により、各様式に必要事項を入力したファイルを本業務の添付ファイル機能を用いて添付することにより行わせるものとする。

3. 第3章3-8を次のように改める。

(譲受申告)

3-8 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族及び契約者等以外の者（以下3-10において「合衆国軍隊等以外の者」という。）が、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等又はこれらの者であった者から地位協定特例法第6条の規定の適用を受けた物品を譲り受ける場合に、システムを使用して、当該譲受に係る申告を行う場合には、「譲受申告業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。なお、この場合において、この節3-2(1)なお書、(3)及び(8)の規定を準用する。

4. 第3章第3節に次の2項を加える。

(石油製品等移出（総保出）輸入申告)

3-9

(1) 石油精製の保税作業において、同一の製造工程において二種類以上の製品が製造される保税作業を行う保税工場の許可を受けた者が、当該保税作業により製造された外国貨物のうち、外国に向けて積み戻されるもの等以外のものについて、保税作業が終了したときにシステムを使用して、輸入申告を行う場合には、「石油製品等移出（総保出）輸入申告業務」により、申告者名、数量、価格等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 上記(1)に定めるもののほか、輸入関係書類等の提出など石油製品等移出（総保出）輸入申告の取扱いについては、この節3-2（輸入申告）の規定に準じるものとする。

(譲渡申告)

3-10 合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等又はこれらの者であった者が、日本国内において、合衆国軍隊等以外の者に地位協定特

例法第 6 条に規定する物品を譲り渡す場合に、システムを使用して、当該譲渡に係る申告を行う場合には、「譲渡申告業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

5 . 第3章第4節中4 - 40を4 - 42とし、4 - 27から4 - 39までを2項ずつ繰り下げ、4 - 26を4 - 27とし、同項の次に次の1項を加える。

（添付資料情報登録）

4 - 28 システム以外の方法により輸出申告又は輸入申告（以下「輸出入申告」という。）を行おうとする者が、システムを使用して次に掲げる関税等の減免税等手続等を行う場合には、(1)から(31)までに掲げる手続にあってはシステムの掲示板から該当する減免税申請等様式をダウンロードし、(32)に掲げる手続にあっては任意の様式により、各様式に住所、氏名等必要事項を入力し、「添付資料情報登録業務」により、送信することにより行わせるものとする。

この場合において、海上貨物通関情報処理システム又は航空貨物通関情報処理システム（以下「通関システム」という。）を使用して行う輸出入申告の場合には当該通関システムの輸出入申告事項登録の「記事」欄に、後記第7章（インボイス関連業務）1 - 14(1)から(5)までに掲げる申告書による輸出入申告の場合には各申告書毎に別途定める欄に、「添付資料情報登録業務」により払い出された「受理番号」を入力又は記載させるものとする。

なお、「受理番号」の入力又は記載に当たっては、当該受理番号の前に「CUPES:」を併せて入力又は記載させるものとする。

- (1) 輸入貨物の評価（個別）申告
- (2) 輸入貨物の評価（個別）申告
- (3) 輸入申告前の変質、損傷の場合の減税申請
- (4) 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税申請
- (5) 製造用原材料の減税又は免税申請
- (6) 水産物加工製品の減税申請
- (7) 標本等の特定用途免税申請
- (8) 寄贈物品の特定用途免税申請
- (9) 博覧会等の特定用途免税申請
- (10) 航空機安全発着等物品の特定用途免税申請
- (11) 条約の規定による特定用途免税申請
- (12) 再輸出貨物の免税申請（商用貨物）
- (13) 再輸出貨物の減税申請
- (14) 輸出貨物製造用原材料の減税又は免税申請
- (15) 輸出貨物製造用原材料の減額申請
- (16) 輸出貨物製造用原材料の控除申請
- (17) 課税原材料等による製品を輸出した場合の免税申請
- (18) 課税原材料による製品を輸出した場合の戻し税申請

- (19) 保税工場等に入れた未納税原料品に係る減額申請
- (20) 保税工場等に入れた輸入原料品に係る控除申請
- (21) 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税申請
- (22) 輸入時と同一状態で再輸出される場合の減額申請
- (23) 違約品等の再輸出の場合の戻し税申請
- (24) 納期限の延長に係る違約品等を再輸出した場合の減額申請
- (25) 違約品等の再輸出の場合の控除申請
- (26) 軽減税率の適用申請
- (27) 小売用の容器入りのものにすることの証明に係る書面の提出
- (28) 航空機の部分品等の免税申請
- (29) 加工又は組立てに係る製品の明細書の提出
- (30) 軽減税率適用に係る書面の提出
- (31) コンテナー修理用部分品の免税申請
- (32) 課税価格と同一の額又は類似する額であることの証明

6. 第3章第4節中4-25を4-26とし、4-13から4-24までを1項ずつ繰り下げ、4-12の次に次の1項を加える。

(留置貨物の返還申請(原産地虚偽表示等))

4-13

- (1) 輸入申告を行った貨物について、原産地を偽った表示又は誤認を生じさせる表示があり、税関が指定した期間内に当該表示の消去等を行わなかつたため税関に当該貨物を留置された者が、システムを使用して、留置貨物の返還申請を行う場合には、「留置貨物返還申請(虚偽表示)業務」により、申請者名、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 通関担当部門は、審査を行った上、返還する場合には、システムを通じて受理情報を登録するものとする。
- (3) (1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、留置に要した費用を電子的に納付しなければならない。

7. 第4章第6節中6-4を6-5とし、6-1から6-3までを1項ずつ繰り下げ、同節に6-1として次の1項を加える。

(収容貨物の解除の承認の申請)

6-1

- (1) 収容された貨物についてその解除を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「収容貨物解除承認申請業務」により、貨物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(3) (2)の規定による収容解除の承認情報の登録は、収容に要した費用及び収容課金の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、当該収容に要した費用等を電子的に納付しなければならない。

8. 第5章第3節に次の1項を加える。

(証明書類の交付の申請(電子署名付))

3-2

(1) 税関の事務について電子署名を付した電磁的記録による証明書類の交付を申請しようとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、当該交付につき電子署名を付すことができる機器を有する税関官署の担当部門に係る「証明書類交付申請業務(電子署名付)」により、証明書類の内容、必要とする事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) (1)の担当部門は、内容の確認を行った上、交付をする場合には、システムを通じて受理情報を登録するものとする。

(3) (1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、証明書類の交付手数料を電子的に納付しなければならない。

なお、証明書類は、手数料の納付の事実について、(1)の申請を行った者に出力される受理通知書又は税関に出力される領収済通知情報を確認した上で、申請者が持参する証明書類を保存する媒体(FD、CD-RW等)に保存し、交付することとなるので、留意する。

9. 第7章1-10中「海上貨物通関情報処理システム又は航空貨物通関情報処理システム(以下「通関システム」という。)」を「通関システム」に改める。